平成２４年（フ）第６４号
大分市大字鶴崎2477番地の１
債務者　利根　有紀
１　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第９３号
大分市大字片島1355番地　タキオ保養院内、住民票上の住所大分市大字下郡1721番地の27市営１Ａ３―97
債務者　島田　耕一
１　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１２０号
大分市大字永興197番地の１　第７創生ビル517
債務者　安部　　操（旧姓高岡）
１　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６号
宮城県大崎市鳴子温泉字赤湯12番地３
債務者　遊佐　　綾
１　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第３２号
福井県敦賀市津内町３丁目５番20号
債務者　小島　宗行
１　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第１７号
長野県上伊那郡辰野町大字辰野1563番地中央団地111号
債務者　吉池　奈津
１　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第１３号
兵庫県伊丹市昆陽南１丁目１番５―308号
債務者　田中　　良
１　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第７８号
兵庫県伊丹市松ヶ丘１丁目137番地７
債務者　下山　貴子
１　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第８３号
兵庫県宝塚市山本丸橋４丁目４番501号
債務者　吉田真奈美
１　決定年月日時　平成24年４月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１０９４号
兵庫県尼崎市建家町105番地
債務者　幸田　正子
１　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１８号
兵庫県尼崎市七松町１丁目16番８号　菊地方
債務者　山﨑　志信
１　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６７号
兵庫県姫路市白鳥台１丁目７番17号
債務者　北爪　謙一
１　決定年月日時　平成24年４月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第１６４号
北九州市小倉北区大字富野官有無番地
債務者　中島　康晴
１　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２０８号
福岡県遠賀郡岡垣町野間２丁目10番４号　第２コーポクレール201号
債務者　舛田　百枝（旧姓福吉）
１　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３７号
沖縄県那覇市首里金城町２丁目85番地　コーポ盛202
債務者　米須　裕子
１　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１２１号
沖縄県那覇市字国場950番地　ダイケイビル202
債務者　平田　　清
１　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第７４号
岩手県遠野市松崎町光興寺８地割72番地61
債務者　遠藤　嘉也
１　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２９２４号
愛知県知多郡南知多町大字豊浜字西之平井３番地
債務者　大岩　順子
１　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部